平成２７年（フ）第４４６号
静岡県浜松市東区大蒲町105番地の４　ハイツカミムラ102号、前住所静岡県浜松市中区曳馬１丁目19番14号
債務者　野表てる子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
熊本県人吉市東間上町3662番地９
債務者　平井　　穣
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第４４号
熊本県人吉市東間上町3662番地９
債務者　平井　**恭**子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第１２０号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目９番37号　３Ｆ
債務者　金城　雪枝
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５３１号
静岡県島田市牛尾159番地　ヴェルドミール五和　203号室、旧住所静岡県島田市横岡234番地の５
債務者　鈴木あゆみ（旧姓岩野）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３７号
静岡県磐田市掛塚301番地
債務者　関元　靖昌
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３３８号
静岡県磐田市掛塚301番地
債務者　関元さと子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
静岡県磐田市川袋1794番地１　しなのＦ一203号
債務者　関元　隆幸
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４０７号
静岡県湖西市古見891番地の３、前住所静岡県湖西市新所原３丁目５番26―２号　クレメゾンガーデンＤ
債務者　山本美奈子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４２９号
静岡県袋井市湊983番地　カルテットＡ　101号室、前住所静岡県磐田市今之浦３丁目10番地３　今之浦マンション30
債務者　アントニオ　カルロス　シルバことトルクアト　ダ　シルヴァ　アントニオ　カルロス
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３９０号
岡山市中区国富４丁目３番10号
債務者　橋本　義昭
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０号
北海道釧路郡釧路町桂２丁目27番地
債務者　相馬　道代
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３６４号
東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東44棟105号
債務者　小見山照久
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５８４号
東京都東大和市南街２丁目17番地の15ＳＴビル201号
債務者　本田　隆志（旧姓築地）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７２３号
東京都東村山市久米川町２丁目９番地15千曲荘201
債務者　伊藤　幸夫
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部